

熊本県難病患者就労相談シート活用事業実施要項

(目的)

第1条 熊本県内における難病患者を取り巻く状況を踏まえ、難病患者の就労及び就労継続を支援することを目的として、熊本県難病患者就労相談シート（以下「相談シート」とする。）を作成する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、熊本県（以下「県」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 ここで対象とする難病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下、「法律」という。）第1項の難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）をいい、指定難病に限定しないものとする。

(事業の周知)

第4条 県及び熊本県難病相談・支援センター（以下「支援センター」とする。）は、県内の難病患者及びその家族等が、相談シートを利活用しやすくするため、本事業の目的や利活用方法等について、広報活動に努めるものとする。

- 2 県及び支援センターは、相談シートを県及び支援センター所有のホームページに掲載する。
- 3 県は、労働関係機関の相談窓口等へ相談シートの設置を依頼するものとする。

(事業の内容)

第5条 利用対象者は、県及び支援センターのホームページから相談シート（別紙様式1）をダウンロードし、記入のうえ労働関係機関の相談窓口等へ提出する。

- 2 支援センターは、相談シートの記入の仕方や、公共職業安定所等の労働関係機関への相談について、対応するものとする。
- 3 相談シートの提示先は、次の労働関係機関等とする。
県内の公共職業安定所（ハローワーク）
熊本障害者職業センター
熊本障害者就業・生活支援センター
熊本県北部障害者就業・生活支援センター「がまだす」
熊本県南部障害者就業・生活支援センター「結」
熊本県有明障害者就業・生活支援センター「きずな」
熊本県天草障害者就業・生活支援センター
熊本県芦北・球磨障害者就業・生活支援センター「みなよし」
熊本県難病相談・支援センター
- 4 相談シート（別紙様式1）を受理した労働関係機関等（ただし、熊本県

難病相談・支援センターを除く)は、相談シート(別紙様式1)のうち、「氏名」「年齢」「現住所」「連絡先」「家族」の欄を伏せた写しを県健康づくり推進課へ提出するものとし、県健康づくり推進課は、受理した相談シートの写しを支援センターへ送付するものとする。

(他の機関等との連携)

第6条 県及び支援センターは、必要に応じて公共職業安定所、その他の関係機関と連携を図り、相談シートの円滑な利用を図るものとする。

(関係者の留意事項)

第7条 この事業に携わる関係者は、患者等の心理状況等に十分配慮し、患者等の意見を踏まえた事業の実施に努めるとともに、事業の実施上知り得た患者等のプライバシーに関する情報については、特に慎重に取り扱う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、この事業に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

平成19年4月25日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年2月20日から施行する。